

2 調査方法、調査時期等の調査計画、その他の内容

1) 大気汚染

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 大気汚染の発生源の状況

(a) 固定発生源の状況

工場、事業場、廃棄物処理施設等の主要な大気汚染の発生源の分布状況

(b) 移動発生源の状況

道路等の位置、規模、構造及び供用の方法並びに自動車等の種類ごとの交通量の状況

(イ) 大気汚染評価物質の濃度等の状況

実施区域近傍の二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等の状況

(ウ) 地形及び工作物の状況

大気質の移流、拡散等に影響を及ぼす起伏、傾斜等の地形及び工作物の位置、規模等

(エ) 気象の状況

大気質の移流、拡散等に影響を及ぼす風向、風速、気温、日射量、放射収支量

イ. 調査方法等

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

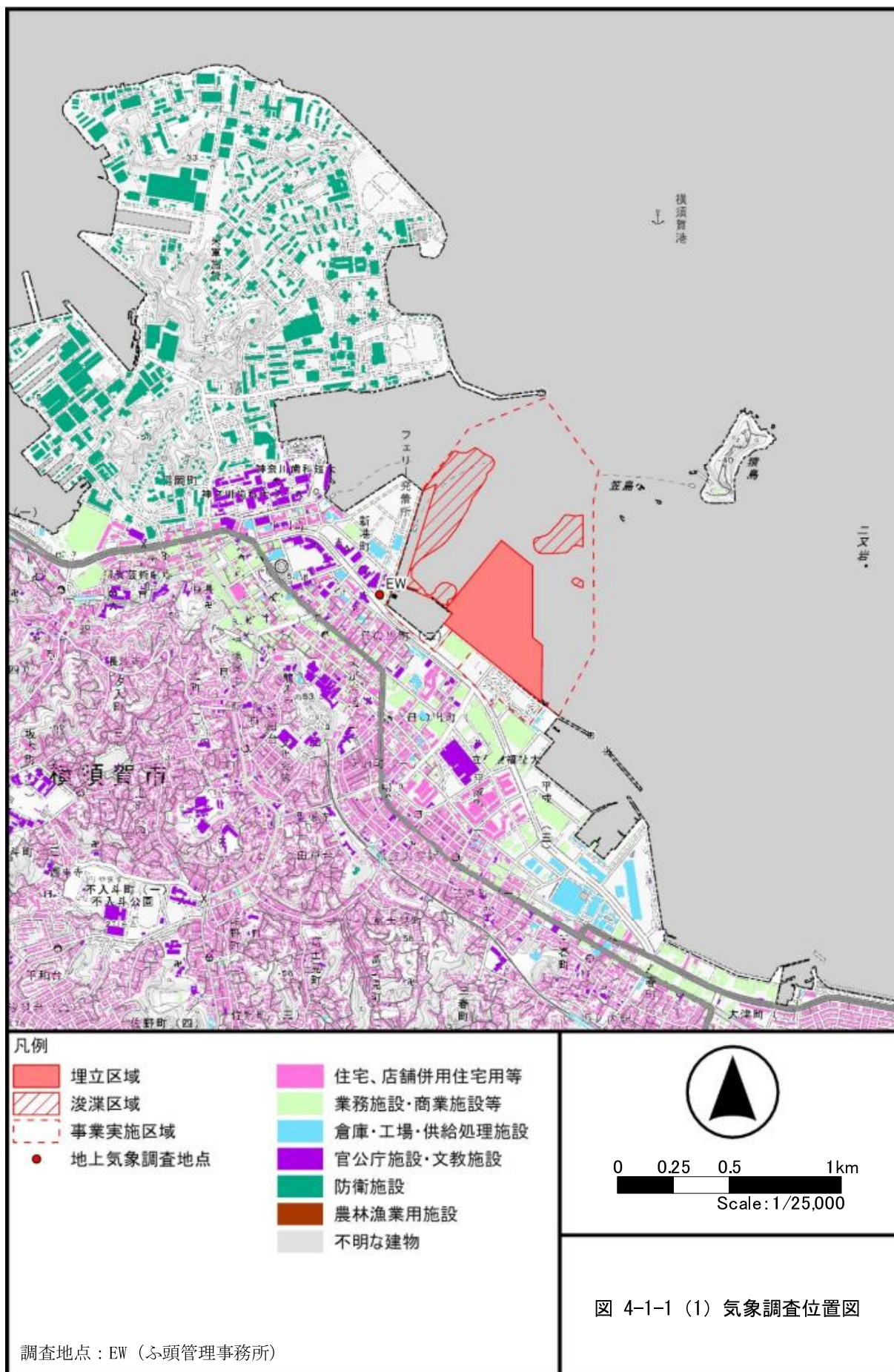
現地調査をする調査方法等を表 4-1-6 に示す。

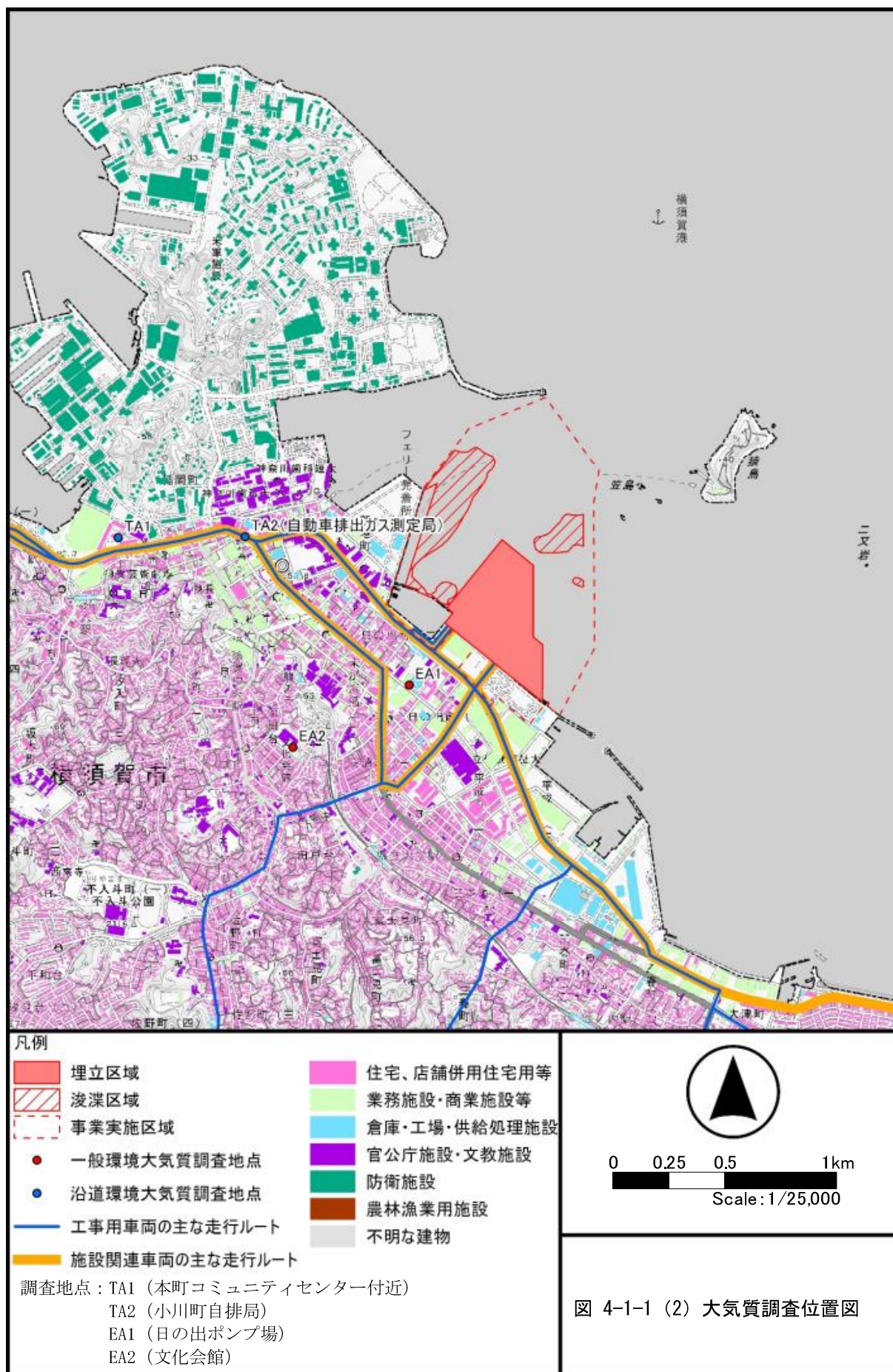
表 4-1-6 大気汚染に係る調査方法等

環境影響要因の区分		調査項目	調査方法	調査地点	調査時期
工事の実施	護岸の工事 埋立の工事	気象（風向、風速、日射量、放射収支量）	「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）に定める方法	図 4-1-1 (1) に示す1地点 EW	通年
		二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）に定める方法	図 4-1-1 (2) に示す2地点 EA1、EA2	4季 各7日間
		窒素酸化物（二酸化窒素）	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号）に定める方法		
		浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）に定める方法		
		粉じん等（降下ばいじん量）	「衛生試験法・注解2020」（令和2年、日本薬学会）に定める方法		4季 各30日間
	工事用車両の走行	窒素酸化物（二酸化窒素）	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号）に定める方法	図 4-1-1 (2) に示す1地点 TA2	通年
		浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）に定める方法		
		粉じん等（降下ばいじん量）	「衛生試験法・注解2020」（令和2年、日本薬学会）に定める方法	図 4-1-1 (2) に示す1地点 TA1	4季 各30日間
土地又は工作物の存在及び供用	港湾施設の稼働	二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）に定める方法	図 4-1-1 (2) に示す2地点 EA1、EA2	4季 各7日間
		窒素酸化物（二酸化窒素）	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号）に定める方法		
		浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）に定める方法		
	施設関連車両の走行	窒素酸化物（二酸化窒素）	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号）に定める方法	図 4-1-1 (2) に示す1地点 TA2	通年
		浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）に定める方法		

注：調査地点の選定根拠を以下に示す。

- EW（地上気象）：事業実施区域に近接しており、なおかつ、周辺に建物等の構造物が少なく、それらによる風況や温度等の変化が小さい箇所を調査地点として設定した。
- EA1（環境大気）：事業実施区域の近傍に存在する住居を代表する箇所を調査地点として設定した。当該地点では、大気汚染物質と粉じん等の調査を実施する。
- EA2（環境大気）：事業実施区域の遠方に存在する住居を代表する箇所を調査地点として設定した。当該地点では、大気汚染物質と粉じん等の調査を実施する。
- TA1（沿道大気）：工事用車両及び施設関連車両の主要な走行ルート沿道で、なおかつ住宅等が集中し、一般車両の影響を既に受けているおそれがある箇所を調査地点として設定した。当該地点では、粉じん等の調査を実施する。
- TA2（沿道大気）：工事用車両及び施設関連車両の主要な走行ルート沿道で、なおかつ住宅等が集中し、一般車両の影響を既に受けているおそれがある箇所を調査地点として設定した。当該地点は自動車排出ガス測定局が設置されており、測定局の観測データを現地調査結果として活用する。





(2) 予測の手法

ア. 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

(ア) 工事の実施

(a) 建設機械の種類・台数、配置、排出係数、大気汚染物質の排出量、施工方法等

(b) 関係車両等の種類、台数、交通量、運行経路、時間配分、排出係数等

(イ) 土地又は工作物の存在及び供用

(a) 大気汚染物質評価物質を排出する施設の種類、規模・能力、燃料の種類・使用量、配置、稼働時間、排出ガス量・時間変動、大気汚染評価物質の排出濃度・排出量、排出の方法等

(b) 自動車等の種類、交通量、運行経路、時間配分、排出係数等

イ. 予測方法等

大気汚染に係る予測方法を表 4-1-7 に示す。

表 4-1-7 大気汚染に係る予測方法等

環境影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地点	予測時期
工事の実施	護岸の工事 埋立の工事	窒素酸化物 （二酸化窒素）、 浮遊粒子状物質	大気の拡散式（ブルーム式 及びパフ式）による方法	事業実施区域 周辺の保全対象位置	工事最盛期
		粉じん等 （降下ばいじん量）	事例の解析により得られた 経験式による方法	事業実施区域 の敷地境界線上	
	工事用車両 の走行	窒素酸化物 （二酸化窒素）、 浮遊粒子状物質	大気の拡散式（ブルーム式 及びパフ式）による方法	工事用車両の 主な走行ルート の沿道	
		粉じん等 （降下ばいじん量）	事例の解析により得られた 経験式による方法		
土地又は工作物の存在及び供用	港湾施設の稼働	窒素酸化物 （二酸化窒素）、 浮遊粒子状物質	大気の拡散式（ブルーム式 及びパフ式）による方法	事業実施区域 周辺の保全対象位置	港湾施設供用 後定常状態となる時期
	施設関連車両の走行	窒素酸化物 （二酸化窒素）、 浮遊粒子状物質	大気の拡散式（ブルーム式 及びパフ式）による方法	施設関連車両 の主な走行ルート の沿道	

注1：ブルーム式及びパフ式とは、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（平成12年、公害研究対策センター）に示されている計算式を指す。

注2：事例の解析により得られた経験式とは、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年、国土交通省）に示されている計算式を指す。

(3) 評価の手法

ア. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性に係る評価

国又は地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。

イ. 環境影響の回避又は低減に係る評価

事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

2) 水質汚濁

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 土地利用の状況

現在の土地利用、特定施設、指定事業所などの状況

(イ) 水質汚濁の影響を受ける利水の状況

漁業権（共同漁業権、区画漁業権）の設定状況

(ウ) 水質汚濁の発生源の状況

土地利用状況や水質汚濁物質の発生源となる施設における排水状況

(エ) 水質汚濁評価物質等の濃度等の状況

水質の生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類や、底質の一般項目、有害物質、ダイオキシン類の状況

(オ) 気象の状況

事業実施区域周辺の降水量等の気象の状況

(カ) 水象の状況

事業実施区域周辺の潮流の状況

(キ) 地形、地質及び工作物の状況

事業実施区域周辺の海岸線、水深の状況

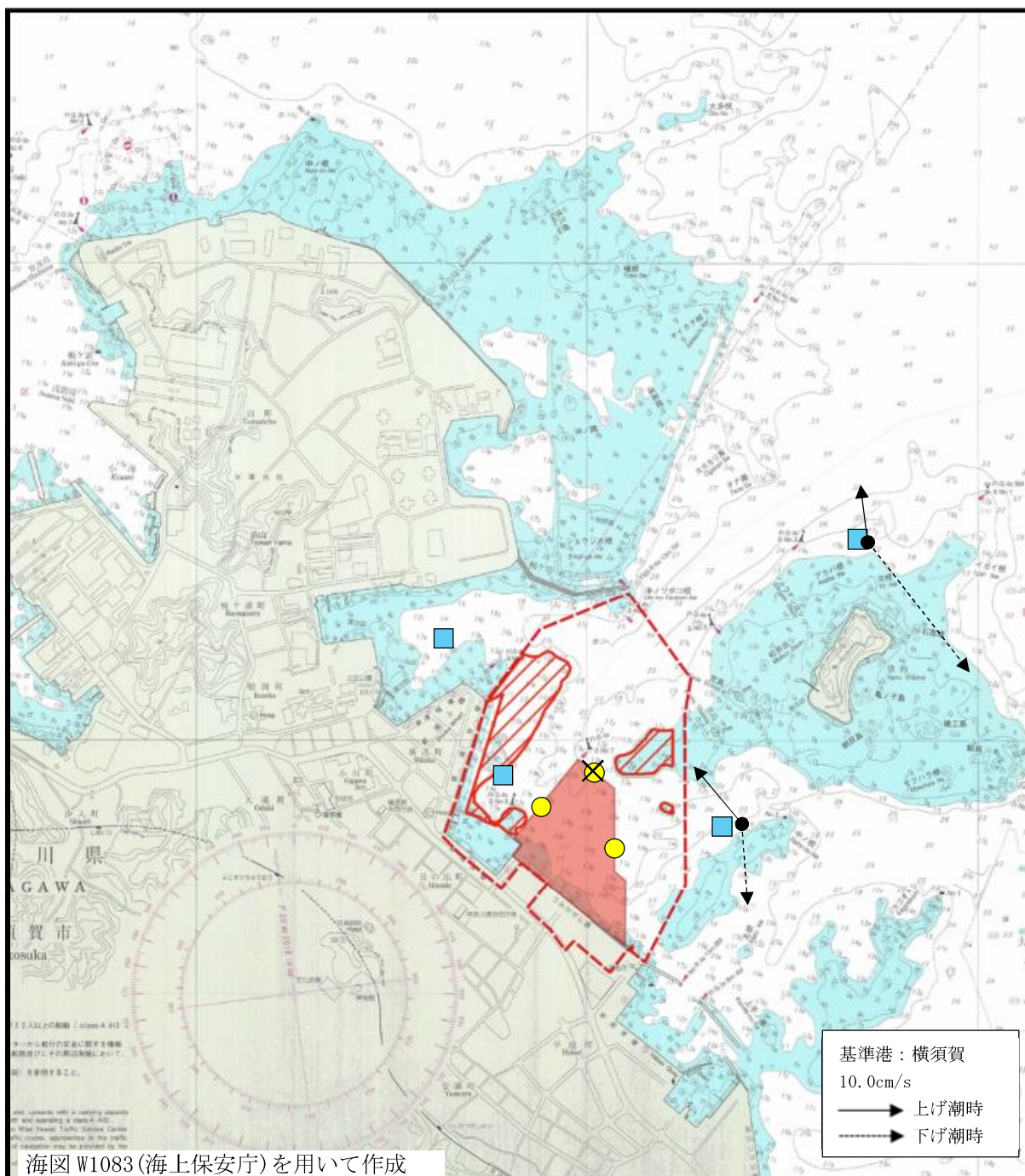
イ. 調査方法等

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

現地調査をする調査方法等を表 4-1-8 に示す。

表 4-1-8 水質汚濁に係る調査方法

環境影響要因の区分		調査項目	調査方法	調査地点	調査時期
工事の実施	護岸の工事	【底質】一般項目等	採泥器による採泥により、採取した試料は「日本産業規格」、「底質調査方法」に基づいて底質の分析を行う。	図 4-1-2 に示す 3 地点	4 回(春夏秋冬)
		【底質】水底土砂判定基準項目、環境基準項目		図 4-1-2 に示す 1 地点	1 回(夏)
土地又は工作物の存在及び供用	埋立地の存在	【水質】生活環境項目	バンドーン採水器等を用いて表層（海面下 0.5m）、中層（海面下 2m）から採水し、「水質に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に規定する方法により、水質を測定する。	図 4-1-2 に示す 4 地点	4 回(春夏秋冬)
		【水質】健康項目、ダイオキシン類		図 4-1-2 に示す 1 地点	2 回(夏冬)
		【水質】底泥酸素消費速度	海底泥の不攪乱試料を採取し、室内で酸素消費速度試験を行う。	図 4-1-2 に示す 1 地点	2 回(夏冬)
		【水質】底泥からの栄養塩溶出速度（DIN、DIP）	海底泥の不攪乱試料を採取し、室内で栄養塩の溶出速度試験を行う。		
		【水質】水温及び塩分の鉛直分布	多項目水質計を用いて、鉛直方向に 1m 間隔で水温及び塩分を計測する	図 4-1-2 に示す 4 地点	4 回(春夏秋冬)
		【底質】粒度組成	工事の実施における調査手法等と同じ	図 4-1-2 に示す 3 地点	4 回(春夏秋冬)



凡例

埋立区域

浚渫区域

事業実施区域

水質 (生活・水温・塩分鉛直)

底質 (一般・粒度組成)

× 水質 (健康・ダイオキシン類)、水質 (消費・溶出)、
底質 (有害)

注：図中の潮流ベクトルは令和元年8月調査結果より、上げ潮・
下げ潮時最強時の流速ベクトルを表す

潮流データの出典：横須賀港湾環境現況調査業務 報告書
令和2年3月 横須賀市港湾部



0 0.25 0.5 1km

Scale: 1/25,000

図 4-1-2 水質・底質調査位置

(2) 予測の手法

ア. 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

(ア) 工事の実施

(a) 土地の形状の変更行為又は公有水面埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法

(b) 工作物の位置、規模、構造及び施工方法

(イ) 土地又は工作物の存在及び供用

(a) 水質汚濁評価物質等を排出する施設の規模等の諸元、用途、配置、使用方法、使用時間等

イ. 予測方法等

水質汚濁に係る予測方法等を表 4-1-9 に示す。

表 4-1-9 水質汚濁に係る予測方法

環境影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地点	予測時期
工事の実施	護岸の工事 埋立の工事	【水質】 浮遊物質 (SS)	「港湾工事における濁り予測の手引き、国土交通省港湾局、平成 16 年」に基づき、工事による濁りの発生量を算定し、数値モデルによる濁り分布解析により予測する。	埋立区域 周辺海域	工事に伴う濁り発生量が最大となる時期
		【底質】 水底土砂判定基準項目、環境基準項目	底質の現況を踏まえ、事例の引用又は解析により予測する。	埋立区域 周辺海域	工事に伴う水底の底質への影響が最大となる時期
土地又は工作物の存在及び供用	埋立地の存在	【水質】 生活環境項目 (COD、全窒素、全リン、DO)	低次生態系モデルを用いた水質解析により予測する。	埋立区域 周辺海域	護岸の工事及び埋立の工事が竣工した時期
		【底質】 粒度組成	底質粒度組成の現況を踏まえ、事例の引用又は解析により予測する。	埋立区域 周辺海域	護岸の工事及び埋立の工事が竣工した時期

(3) 評価の手法

ア. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性に係る評価

国又は地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。なお、「埋立地の存在」の底質粒度組成については、基準や目標は設定されていないため、本評価の対象外である。

イ. 環境影響の回避又は低減に係る評価

事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

3) 騒音

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 地形及び工作物の状況

騒音の伝搬に影響を及ぼす地形、地表面、工作物の位置及び規模等の状況

(イ) 土地利用の状況

静穏の保持を要する施設等の分布状況、用途地域の指定状況その他の土地利用の状況

(ウ) 騒音の発生源の状況

工場、事業場、道路、鉄道等の主要な騒音の発生源の分布状況等

(エ) 騒音レベルの状況

総合騒音の騒音レベルの状況、工場、事業場、道路、鉄道等の特定騒音の騒音レベルの状況

イ. 調査方法等

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

現地調査をする調査方法等を表 4-1-10 に示す。

表 4-1-10 騒音に係る調査方法等

環境影響要因の区分		調査項目	調査方法	調査地点	調査時期
工事の実施	護岸の工事 埋立の工事	一般環境騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）に定める方法	図 4-1-3 に示す 2 地点 EN1、EN2	平日・休日 各 1 回 (24 時間連続)
	工事用車両の走行	道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）に定める方法	図 4-1-3 に示す 3 地点 TN1、TN2、TN3	
		通過交通量、 走行速度、 道路横断	交 通 量：調査員による目視観測 走行速度：ストップウォッチを用いた計測 道路横断：ロードメジャーを用いた計測		
の土地 存在又は 供用	施設関連車両の走行	道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）に定める方法	図 4-1-3 に示す 1 地点 TN1	平日・休日 各 1 回 (24 時間連続)

注 1：調査地点の選定根拠を以下に示す。

EN1 (一般環境騒音)：事業実施区域の近傍に存在する住居を代表する箇所を調査地点として設定した。

EN2 (一般環境騒音)：事業実施区域の遠方に存在する住居を代表する箇所を調査地点として設定した。

TN1 (道路交通騒音)：工事用車両および施設関連車両の主要な走行ルート沿道で、なおかつ住宅等が集中し、一般車両の影響を既に受けているおそれがある箇所を調査地点として設定した。

TN2 (道路交通騒音)：工事用車両の主要な走行ルート沿道で、なおかつ住宅等が集中し、一般車両の影響を既に受けているおそれがある箇所を調査地点として設定した。当該地点は定期観測調査として令和 3 年 10 月に実測調査が行われており、当該調査結果を現地調査結果の一部として活用する。

TN3 (道路交通騒音)：工事用車両の主要な走行ルート沿道で、なおかつ住宅等が集中し、一般車両の影響を既に受けているおそれがある箇所を調査地点として設定した。当該地点は定期観測調査として令和 4 年 10 月に実測調査が行われており、当該調査結果を現地調査結果の一部として活用する。

注 2：工事の実施に対する調査時期として平日・休日それぞれ 24 時間を設定しているが、今後、事業計画を検討していくなかで、工事時間帯が決定次第、適切に調査時期を設定する。

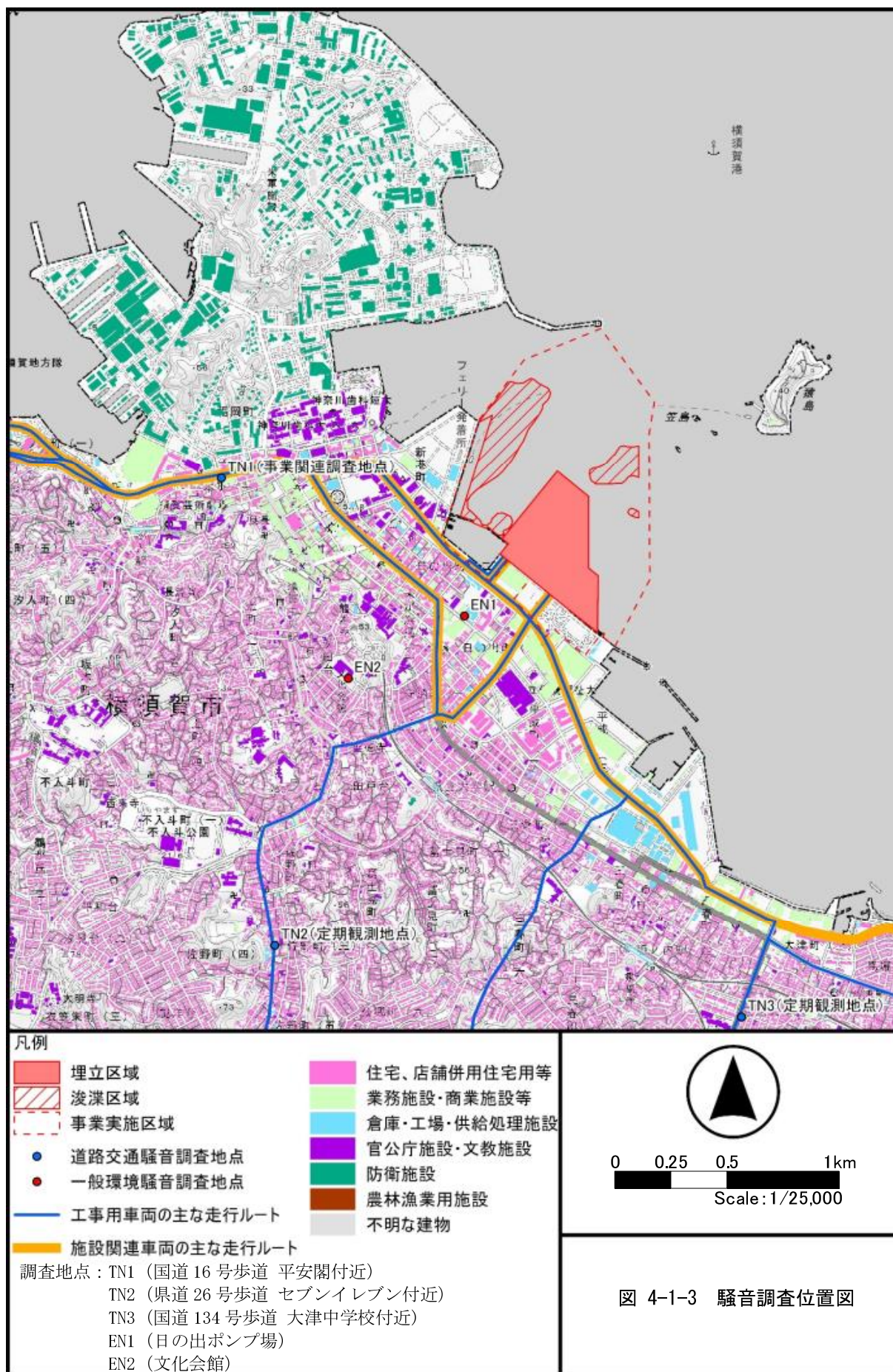


図 4-1-3 騒音調査位置図

(2) 予測の手法

ア. 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

(ア) 工事の実施

- (a) 建設機械の種類、台数、配置、騒音の特性、施工方法等
- (b) 自動車の種類、交通量、騒音の特性、運行経路、時間配分等

(イ) 土地又は工作物の存在及び供用

- (a) 騒音を発生する施設を配置する工作物の用途、位置、規模、構造等
- (b) 騒音を発生する施設の種類、能力、用途、配置、使用時間、騒音の特性等
- (c) 道路等の用に供する施設の位置、規模、構造、供用方法等
- (d) 自動車の走行の状況、騒音の特性、運行経路、時間配分等

イ. 予測方法等

騒音に係る予測方法等を表 4-1-11 に示す。

表 4-1-11 騒音に係る予測方法等

環境影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地点	予測時期
工事の実施	護岸の工事 埋立の工事	建設作業騒音	音の伝搬理論に基づく予測式による方法	事業実施区域の敷地境界線上	工事最盛期
	工事用車両の走行	道路交通騒音	既存道路の現況の等価騒音レベルに工事用車両運行時の影響を加味した予測式による方法	工事関連車両の主な走行ルート ¹ の道路敷地境界線上	
土地又は工作物の存在及び供用	施設関連車両の走行	道路交通騒音	既存道路の現況の等価騒音レベルに施設関連車両運行時の影響を加味した予測式による方法	関連車両の主な走行ルート ² の道路敷地境界線上	港湾施設供用後定常状態となる時期

注1：音の伝搬理論に基づく予測式とは、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年、国土交通省)に示されている計算式を指す。

注2：既存道路の現況の等価騒音レベルに工事用車両運行時もしくは施設関連車両運行時の影響を加味した計算式とは、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年、国土交通省)に示されている計算式を指す。

(3) 評価の手法

ア. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性に係る評価

国又は地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。

イ. 環境影響の回避又は低減に係る評価

事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

4) 振動

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 地形及び地質の状況

振動の伝搬に影響を及ぼす地形及び地質の状況

(イ) 土地利用の状況

静穏の保持を要する施設等の分布状況、用途地域の指定状況その他の土地利用の状況

(ウ) 振動の発生源の状況

工場、事業場、道路、鉄道等の主要な振動の発生源の分布状況等

(エ) 振動レベルの状況

環境振動の振動レベルの状況及び工場、事業場、道路、鉄道等の特定振動の振動レベルの状況

イ. 調査方法等

既存資料調査又は現地調査によるものとする。

現地調査をする調査方法等を表 4-1-12 に示す。

表 4-1-12 振動に係る調査方法等

環境影響要因の区分		調査項目	調査方法	調査地点	調査時期
工事の実施	護岸の工事 埋立の工事	一般環境振動	「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令)に定める方法	図 4-1-4 に示す 2 地点 EV1、EV2	平日・休日 各 1 回 (24 時間連続)
	工事用車両の 走行	道路交通振動	「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令)に定める方法	図 4-1-4 に示す 3 地点 TV1、TV2、TV3	
		地盤卓越振動数	1/3 オクターブバンド分析器等を用いる方法	図 4-1-4 に示す 2 地点 TV2、TV3	年 1 回
の土地存在及び供用	施設関連車両の走行	道路交通振動	「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令)に定める方法	図 4-1-4 に示す 1 地点 TV1	平日・休日 各 1 回 (24 時間連続)

注 1：調査地点の選定根拠を以下に示す。

EV1 (一般環境振動)：事業実施区域の近傍に存在する住居を代表する箇所を調査地点として設定した。

EV2 (一般環境振動)：事業実施区域の遠方に存在する住居を代表する箇所を調査地点として設定した。

TV1 (道路交通振動)：工事用車両および施設関連車両の主な走行ルート沿道で、なおかつ住宅等が集中し、一般車両の影響を既に受けているおそれがある箇所を調査地点として設定した。

TV2 (道路交通振動)：工事用車両の主な走行ルート沿道で、なおかつ住宅等が集中し、一般車両の影響を既に受けているおそれがある箇所を調査地点として設定した。当該地点は定期観測調査として令和 3 年 10 月に実測調査が行われており、当該調査結果を現地調査結果の一部として活用する。そのほか当該地点では地盤卓越振動数を測定する。

TV3 (道路交通振動)：工事用車両の主な走行ルート沿道で、なおかつ住宅等が集中し、一般車両の影響を既に受けているおそれがある箇所を調査地点として設定した。当該地点は定期観測調査として令和 4 年 10 月に実測調査が行われており、当該調査結果を現地調査結果の一部として活用する。そのほか当該地点では地盤卓越振動数を測定する。

注 2：工事の実施に対する調査時期として平日・休日それぞれ 24 時間を設定しているが、今後、事業計画を検討していくなかで、工事時間帯が決定次第、適切に調査時期を設定する。

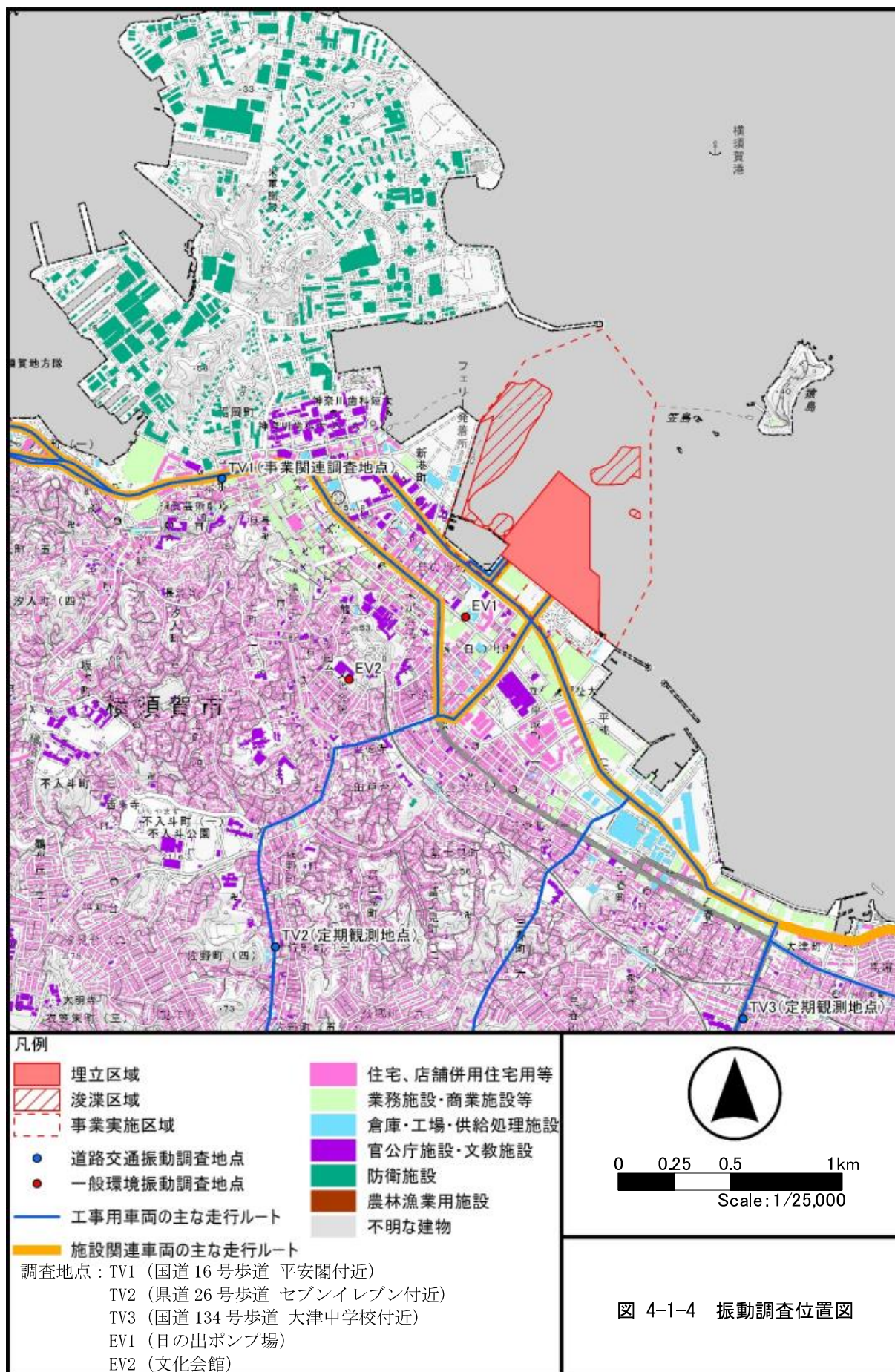


図 4-1-4 振動調査位置図

(2) 予測の手法

ア. 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

(ア) 工事の実施

- (a) 建設機械の種類、台数、配置、振動の特性、施工方法等
- (b) 自動車の種類、交通量、振動の特性、運行経路、時間配分等

(イ) 土地又は工作物の存在及び供用

- (a) 振動を発生する施設を配置する工作物の用途、位置、規模、構造等
- (b) 振動を発生する施設の種類、能力、用途、配置、使用時間、振動の特性等
- (c) 道路等の用に供する施設の位置、規模、構造、供用方法等
- (d) 自動車の走行の状況、振動の特性、運行経路、時間配分等

イ. 予測方法等

振動に係る予測方法等を表 4-1-13 に示す。

表 4-1-13 振動に係る予測方法等

環境影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地点	予測時期
工事の実施	護岸の工事 埋立の工事	建設作業振動	事例の解析に基づく予測式 による方法	事業実施区域 の敷地境界線 上	工事最盛期
	工事用車両の 走行	道路交通振動	振動レベルの 80%レンジ の上端値を予測するための 式による方法	工事用車両の 主な走行ルー トの道路敷地 境界線上	
土地 の存在 及び工 作物 の供用	施設関連車両 の走行	道路交通振動	振動レベルの 80%レンジ の上端値を予測するための 式による方法	施設関連車両 の主な走行ルー トの道路敷地 境界線上	港湾施設供用 後定常状態と なる時期

注 1：事例の解析に基づく予測式とは、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年、国土交通省)に示されている計算式を指す。

注 2：振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式とは、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年、国土交通省)に示されている計算式を指す。

(3) 評価の手法

ア. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性に係る評価

国又は地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する。

イ. 環境影響の回避又は低減に係る評価

事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

5) 廃棄物・発生土（廃棄物）

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 再使用・再生利用の状況

廃棄物の再使用・再生利用及びその活用の状況

(イ) 廃棄物の中間処理の状況

廃棄物の減量化、安定化等中間処理の状況

(ウ) 最終処分の状況

廃棄物の最終処分の状況

イ. 調査方法等

既存資料調査によるものとし、工事の実施に伴い発生する廃棄物に係る調査方法等を表 4-1-14 に示す。

表 4-1-14 廃棄物に係る調査方法等

環境影響要因の区分		調査項目	調査方法	調査地点	調査時期
工事の実施	護岸の工事	建設副産物の発生状況等	今後、詳細な検討を行う工事計画等の整理による方法	-	最新の情報を確認できる時期

(2) 予測の手法

ア. 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

(ア) 工事の実施

(a) 工事の種類と排出する廃棄物の種類、量、再使用・再生利用の方法及び処理・処分の方法

(b) 排出抑制の状況

(イ) 土地又は工作物の存在及び供用

(a) 事業の内容と排出する廃棄物の種類、量、再使用・再生利用の方法及び処理・処分の方法

(b) 排出抑制の状況

イ. 予測方法等

廃棄物に係る予測方法等を表 4-1-15 に示す。

表 4-1-15 廃棄物に係る予測方法等

環境影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地点	予測時期
工事の実施	護岸の工事	建設副産物の発生状況等	調査等に基づいた定量的に予測する方法	事業実施区域	工事期間中

(3) 評価の手法

事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

6) 廃棄物・発生土（発生土）

(1) 調査の手法

ア. 調査すべき情報

(ア) 発生土の処分状況

発生土の最終処分場の状況

(イ) 発生土の利用先の状況

イ. 調査方法等

既存資料調査によるものとし、工事の実施に伴い発生する発生土に係る調査方法等を表 4-1-16 に示す。

表 4-1-16 発生土に係る調査方法等

環境影響要因の区分		調査項目	調査方法	調査地点	調査時期
工事の実施	護岸の工事	発生土の処分状況 発生土の利用先の状況	今後、詳細な検討を行う工事計画等の整理による方法	事業実施区域周辺	最新の情報を確認できる時期

(2) 予測の手法

ア. 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

(ア) 工事の実施

(a) 工事の実施区域の土質の状況

(b) 工事の施工方法

(c) 場外排出抑制の状況

イ. 予測方法等

発生土に係る予測方法等を表 4-1-17 に示す。

表 4-1-17 発生土に係る予測方法等

環境影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地点	予測時期
工事の実施	護岸の工事	発生土の搬出量及び利用量	調査等に基づき定量的に予測する方法	事業実施区域周辺	工事期間中

(3) 評価の手法

事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。